

子ども・子育て新システムについて
(説明資料)

平成24年3月

目次

○子ども・子育て新システムの基本制度について(少子化社会対策会議決定).....	2
○子ども・子育て新システムについて(基本的考え方とポイント).....	3
○給付設計の全体像.....	5
○幼保一体化の具体的な仕組みについて.....	6
○指定制度の導入及びこども園給付等の創設.....	8
○新たな制度における行政が関与した利用手続き.....	11
○地域型保育給付の創設.....	12
○総合こども園の創設.....	15
○新システムにおける市町村の権限及び責務と 児童福祉法第24条の改正について.....	18
○新システムにおける公的契約と市町村による関与について.....	20
○新たな制度における利用者負担について.....	21
○地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について.....	22
○国の所管及び組織体制について.....	23
○新システムの実施に向けた考え方.....	25
○検討体制.....	29

子ども・子育て新システムの基本制度について

平成24年3月2日
少子化社会対策会議決定

子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下、基本制度ワーキングチームにおいて平成22年9月より「子ども・子育て新システム」の具体的な制度設計について検討を進め、去る平成24年2月13日に「子ども・子育て新システムに関する基本制度取りまとめ」が公表されたことを受け、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」を別添1のとおり定める。

また、別添1に基づき「子ども・子育て新システム法案骨子」として別添2を定め、これに基づき子ども・子育て支援法案(仮称)、総合こども園法案(仮称)並びに子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(仮称)の三法案の作成作業を急ぎ、税制抜本改革とともに今国会への法案提出を行うものとする。

(別添1)

子ども・子育て新システムに関する基本制度(抄)

新システムは、恒久財源を得て早期に本格実施を行うこととするが、本格実施の具体的な期日については、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)において、平成26年4月より8%へ、平成27年10月より10%へとされている消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して、検討することとする。また、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議(仮称)や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧に意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行うこととする。

基本的考え方

子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向けての制度構築

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力。
 子どもの健やかな育ちは、今の社会を構成するすべての大人にとって、願いであり、喜び。
 子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることが必要。
 子育ての充実感を得られるなど「親としての成長」を支援。

→ 子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築

※東日本大震災でも、子どもと大人、被災者と支援者など、人と人の助け合い等の大切さが再確認されたところ

○急速な少子化の進行

○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。



○子ども・子育て家庭を社会全体で支援

子ども・子育て支援は未来への投資
 結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現
 すべての子どもたちが尊重され、育ちを等しく保障

○子ども・子育て支援が質・量ともに不足

○子育ての孤立感と負担感の増加

・家族関係社会支出の対GDP比の低さ（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）



○すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、特別の支援が必要な子どもを含め、すべての子どもの健やかな育ちを実現
 ○質の高い学校教育・保育の保障、地域の子育て支援の充実

○深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足
 「小1の壁」

○M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）の解消



○ワークライフバランスを推進するとともに、保育の量的拡大により、待機児童を解消し、男女が子育てと仕事を両立できる社会を実現

○子育て支援の制度・財源の縦割り

○地域の実情に応じた提供対策が不十分



○成長に応じて必要となる子育て支援の制度・財源を一元化
 ○子ども・子育て会議の設置
 ○潜在ニーズを含む住民ニーズを把握、計画的な提供体制の整備（市町村が責任を果たせる仕組みに）

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

子ども・子育て新システムの具体的な内容（ポイント）

■ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援
（子どものための手当、地域子育て支援など）
- 幼保一体化（こども園の創設など）
 - ・ 給付システムの一体化（こども園の創設）
 - ・ 施設の一体化（総合こども園の創設）



- ・ 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供
- ・ 保育の量的拡大
- ・ 家庭での養育支援の充実

を達成

■ 新たな一元的システムの構築

○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○ 社会全体による費用負担

- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

○ 政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を一元化、財源を給付・事業に応じて一元化

○ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置

給付設計の全体像

- 地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等（対象事業の範囲は法定）

（※）都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施。

- 妊婦健診

- こども園給付

こども園

： 総合こども園、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設をこども園として指定

- 地域型保育給付

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
※ こども園給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応。

- 延長保育事業、病児・病後児保育事業

- 放課後児童クラブ

■ 子どものための手当

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付（仮称）→将来の検討課題

こども園給付及び地域型保育給付の仕組み

利用者の選択に基づく給付の保障

- 給付の確実な保障＝市町村による認定
- 市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的契約
- 市町村が適切な施設・事業の確実な利用を支援
- 利用者補助方式と法定代理受領を基本とした現物給付
- 公定価格を基本としつつ、低所得者への配慮など一定の条件の下での上乗せ徴収※

※当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

多様な事業主体の参入による基盤の整備

- 指定事業者の仕組みの導入（多様な給付・事業類型ごとの基準）
- イコールフットイング
・株式会社等に係る給付への減価償却費の算入等
- 撤退規制、情報開示等の制度化
- 客観的基準による質の確保

幼保一体化の具体的な仕組みについて

< 具体的な仕組み >

○ 給付システムの一体化

～ 子ども・子育て新システムの創設～

・ 地域における学校教育・保育の計画的整備

～ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定～

市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定する。

・ 多様な保育事業の量的拡大

～ 指定制度の導入～

客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。

・ 給付の一体化及び強化

～ こども園給付の創設等～

学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

○ 施設の一体化

～ 総合こども園の創設～

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園を創設する。

< 効果 >

質の高い学校教育・保育の一体的提供

- ・ 地域における学校教育・保育の計画的整備及び総合こども園等により、質の確保された学校教育・保育が一体的に提供。
- ・ 配置基準の見直し等により、学校教育・保育の質がさらに向上。

保育の量的拡大

- ・ 幼稚園から総合こども園への移行により、保育が量的に拡大。
- ・ 客観的基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置(指定制)等により、質の確保された保育が量的に拡大。待機児童解消にも貢献。

家庭における養育支援の充実

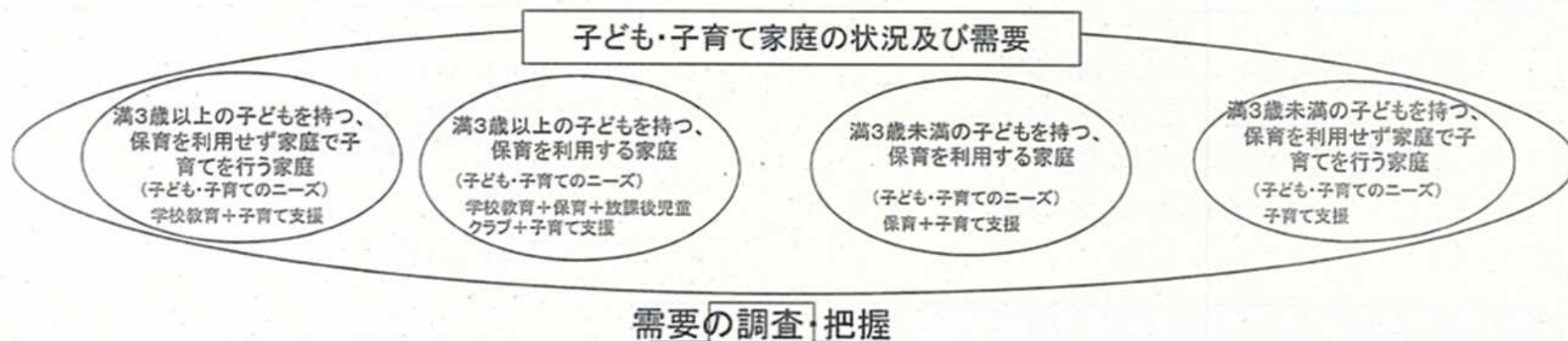
- ・ 幼稚園・保育所から総合こども園への移行及び地域子育て支援事業等の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化。

< すべての子どもの
健やかな育ちが実現 >

< 結婚・出産・子育ての
希望がかなう社会が実現 >

※ 「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)



市町村子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備

子ども・子育て支援給付

こども園 = 指定により、こども園給付の対象※

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
等
指定により、地域
型保育給付の対
象

(こども園給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳
児家庭全戸訪問事業等

※対象事業の範囲は法定

・延長保育事業
・病児・病後児保
育事業

放課後児童
クラブ

※ 指定対象は、質の確保のための客観的な基準を満たした施設。具体的には、総合こども園、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設。

指定制度の導入及びこども園給付等の創設について

【基本的な考え方】

- 新システムにおいては、指定制の導入により、質の確保のための客観的な基準を満たすことを要件に、①認可外施設を含めて参入を認め、②株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認めることにより、保育の量的拡大を図るとともに、利用者がニーズに応じて多様な施設や事業を選択できる仕組みとする。

【指定制のイメージ】

事業の開始

総合こども園、幼稚園又は保育所の認可	【認可と同等の基準を満たす施設】	その他の施設の届出 【多様な保育】 (小規模保育等)	【基準を満たさない施設】 (ベビーホテル等)
--------------------	------------------	----------------------------------	---------------------------

財政措置

こども園 指定により、 こども園給付 の対象	地域型保育 指定により、 地域型保育給付 の対象	×	(財政措置無し)
--	--	---	----------

認可の有無に関わらず、質の確保のための客観的な基準を満たした施設や多様な保育について、給付の対象とする。

※1 こども園とは、指定を受けた総合こども園、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設であり、その総称。

※2 地域型保育とは、客観的な基準を満たす小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育。

指定制度の導入及びこども園給付等の創設について(続き)

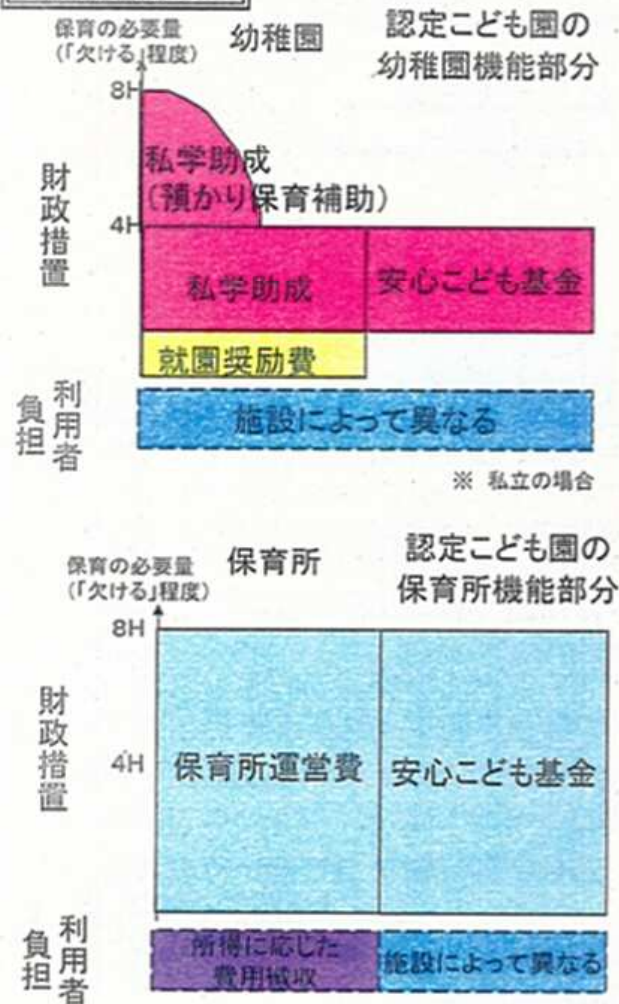
【具体的な制度設計】

法人格	こども園: 安定的・継続的な運営を担保する観点から、 <u>法人格を条件</u>	
	多様な保育事業を行う指定事業者: 法人でない場合でも、一定の条件を満たせば指定の対象 <small>※質の向上の観点から、職員配置基準の引き上げ等を検討</small>	
指定基準	国が定める基準を踏まえ、指定権限を有する市町村が条例で定める。	
撤退規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・撤退の際、<u>事前届出、予告期間の設定、利用者の継続的利用のための調整義務等を課す</u> ・<u>質の確保の観点から、5年ごとに指定を更新</u> ・<u>保護者の選択に資する観点から、情報開示の義務化を行う</u> 	
指定・指導監督	主体	こども園: <u>新システムの実施主体が市町村(基礎自治体)であることから市町村とする。</u> 地域型保育を行う指定事業者: <u>地域の実情に応じた供給量の確保の観点から、市町村とする</u>
	権限	指定・指導監督主体に、 <u>立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、指定取消等の権限を与える</u>
需給調整	指定基準を満たす施設はすべて指定する。ただし、 <u>施設数が過大となっている場合、指定主体の権限において新規の指定や更新を行わないことができる。</u>	
経過措置	施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設は、こども園の指定があったものとみなす <small>※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有しなくても指定を受けられることとする。 ※現行の幼稚園、保育所、認定こども園からの円滑な移行に留意する。</small>	

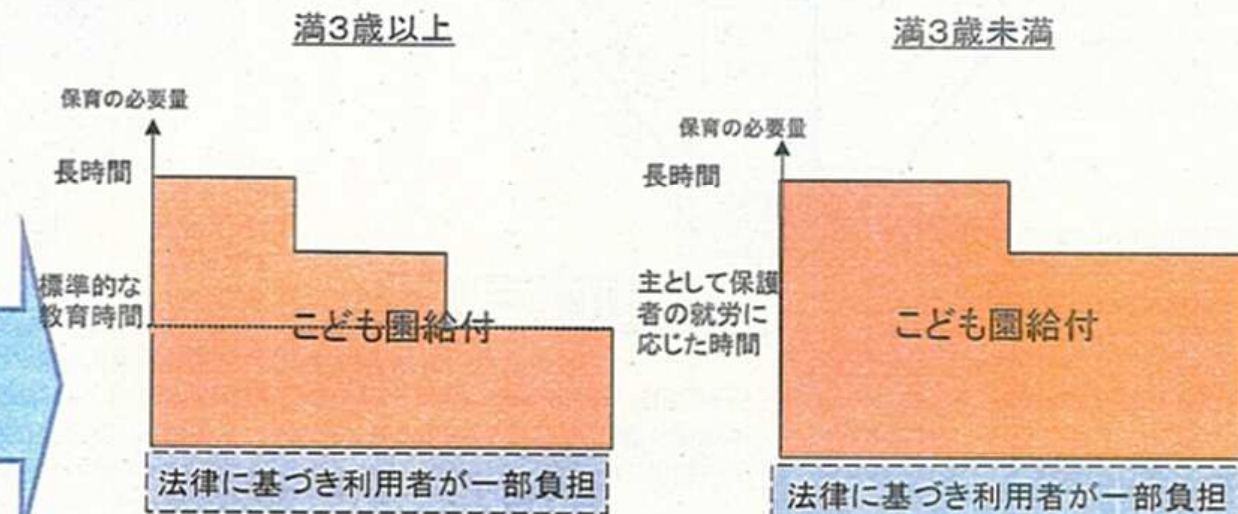
こども園給付の創設

- こども園給付については、次のような給付構成を基本とする。
- 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
 - 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

<現行制度>



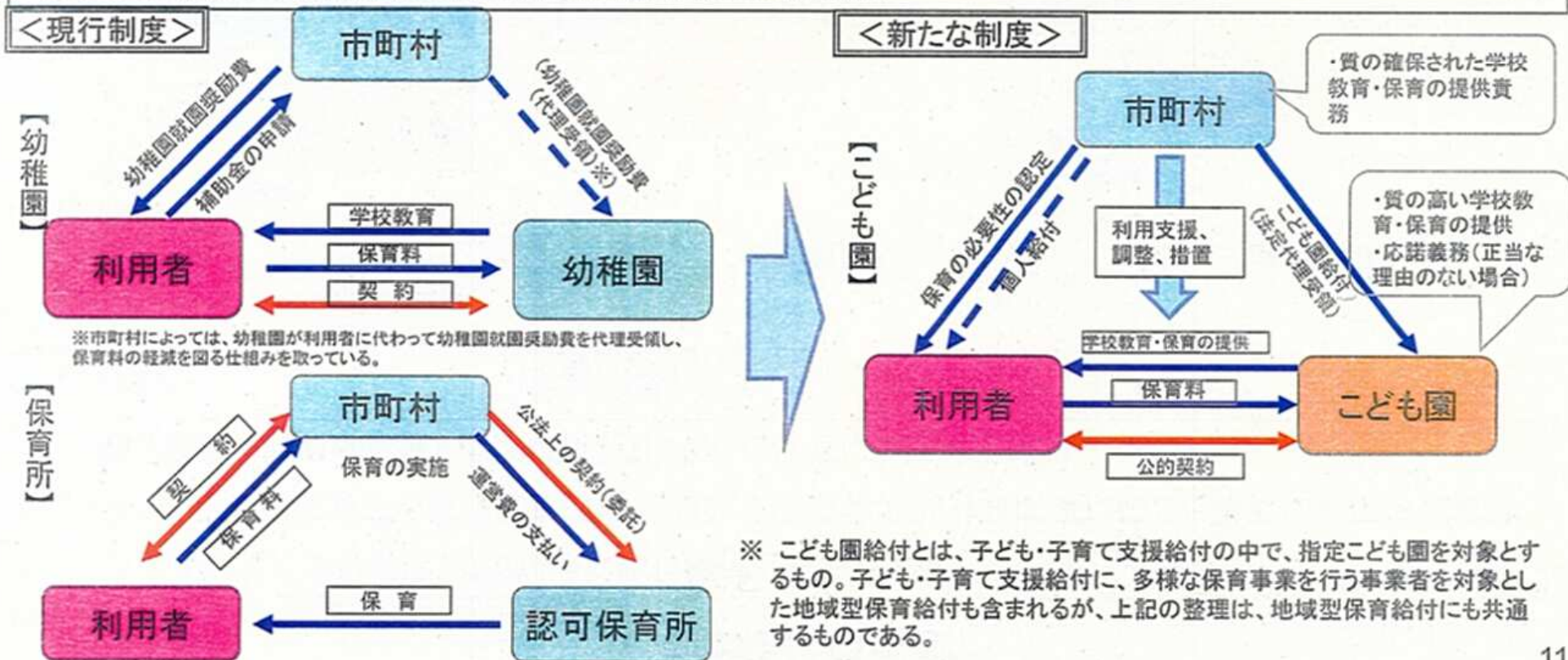
<新たな制度>



- ※上記の他、特色ある取組(例:特別支援教育等)に対する奨励的な補助として私学助成を措置。
- ※指定を受けない幼稚園の場合は、新システムの枠外で、私学助成を継続。
- ※休日保育、早朝・夜間保育についても対応する。

新たな制度における行政が関与した利用手続き

- こども園給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。
- 例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
- 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準※に基づき、選考を行う。
 - ※ 保育の必要性の認定を受けた子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。
- 公的契約に関する市町村の関与については、次の通りとする。【p.19参照】
 - ① 管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。市町村のあっせん(市町村による、利用可能な施設との契約の補助)による利用が必要と判断される場合には、保育の必要性の認定等と合わせて、市町村が利用可能な施設・事業者へのあっせん・要請を行う。
 - ② 当面、保育需要が供給を上回っている場合には、市町村に利用希望を提出すること等により、市町村が利用調整を行う。
 - ③ 契約による利用が著しく困難と判断した場合には、市町村が措置による入所・利用を行う。



地域型保育給付の創設

基本的な制度設計

- こども園を対象とするこども園給付に加え、以下の保育事業を地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。
 - ◇ 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
 - ◇ 家庭的保育（利用定員5人以下）
 - ◇ 居宅訪問型保育
 - ◇ 事業所内保育（主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

- 待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。

- 小規模保育、家庭的保育など、事業それぞれの特性に応じた客観的な指定基準を設定し、質の確保を図る。

- 保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、こども園給付と同様とする。

地域型保育給付の創設(続き)

地域型保育の充実による都市部の待機児童対策

- 3歳未満児に重点にした小規模な保育の類型として新設
→ 都市部での小規模な拠点の整備を推進(例: 余裕教室等の公的スペース、賃貸スペース等を活用)
⇔ 質を確保する基準を設定
- 3歳以上児の学校教育・保育を行う「こども園」との連携を確保(分園を含む)
 - ※ 連携先こども園の確保が難しい場合、市町村が調整することも可能とする。
 - ※ 放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設し、一体的に取り組む形態も想定

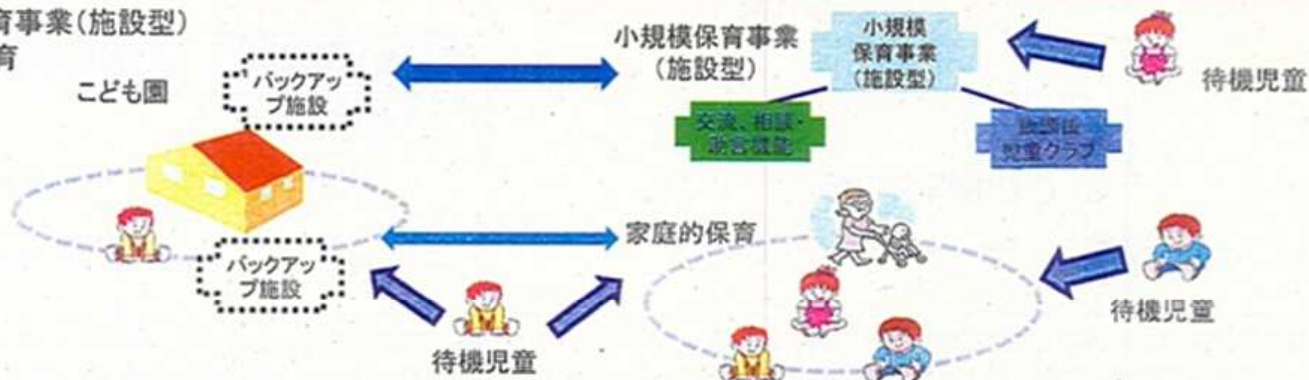
一般市町村における地域型保育の展開(多機能型)

- 市町村内の保育ニーズについて、一定以上の規模を有するこども園による対応を基本としつつ、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における保育の利用を確保する観点から、地域型保育を組み合わせ、地域の保育機能を確保
- こども園と連携の確保(連携先こども園の確保が困難な場合、市町村による調整を可能とする。)
- 放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設することにより、地域の多様な保育ニーズに対応可能な仕組み
→ 郡部などの人口減少地域などでも、地域コミュニティの子育て支援の拠点を維持・確保
- ※ 放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどの本来の要件についての考え方は後述
- ※ 郡部などの人口減少地域等においては、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における学校教育・保育を確保する観点から、例外的に3歳以上児の利用も認める。
→ 3歳以上児の学校教育・保育を保障するために必要な、「こども園」や地域の小学校との連携を法令に位置づけ、具体的な連携方策を更に検討
- ※ 都市部の待機児童対策としての地域型保育事業との違いに留意する

小規模保育等の活用による地域の子育て支援機能の充実(イメージ)

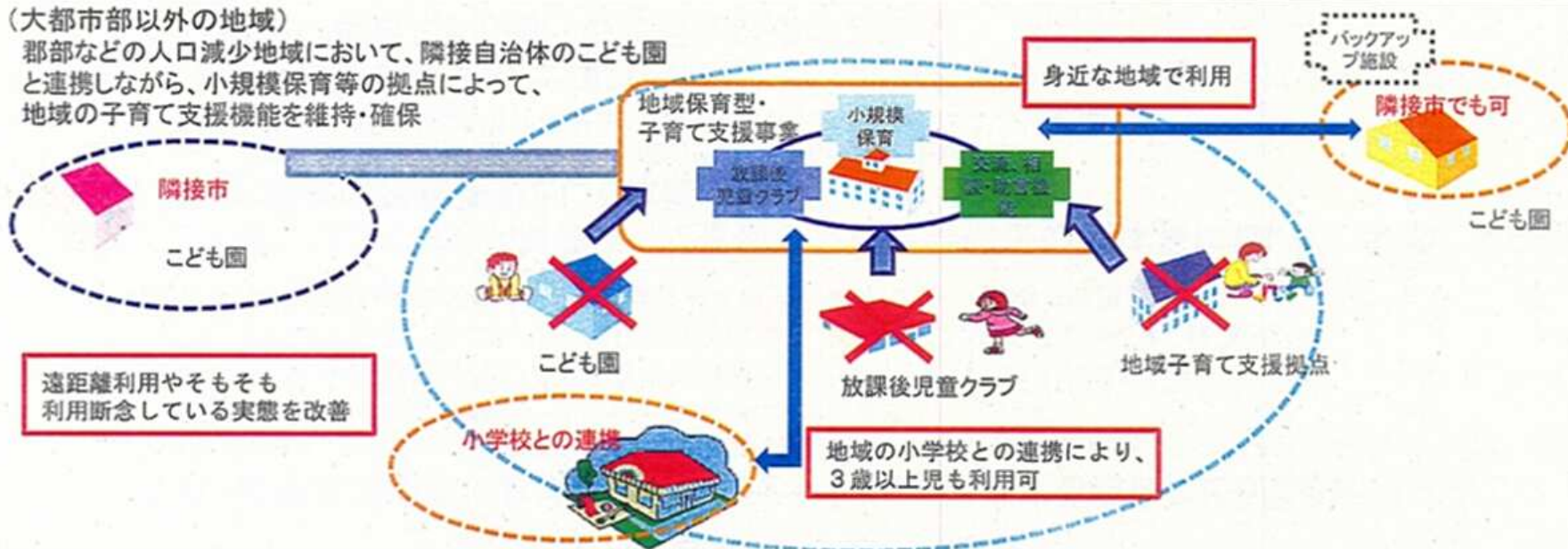
- ・ 都市部では、こども園をバックアップ施設として、家庭的保育(保育ママ)や小規模保育を増やすことによって、待機児童の解消を図ります。
- ・ 人口減少地域では、隣接自治体のこども園と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保します。

(都市部)小規模保育事業(施設型)
家庭的保育



(大都市部以外の地域)

郡部などの人口減少地域において、隣接自治体のこども園と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保



総合こども園の創設

○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園を創設する。

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。

また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。

○ 総合こども園については、学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

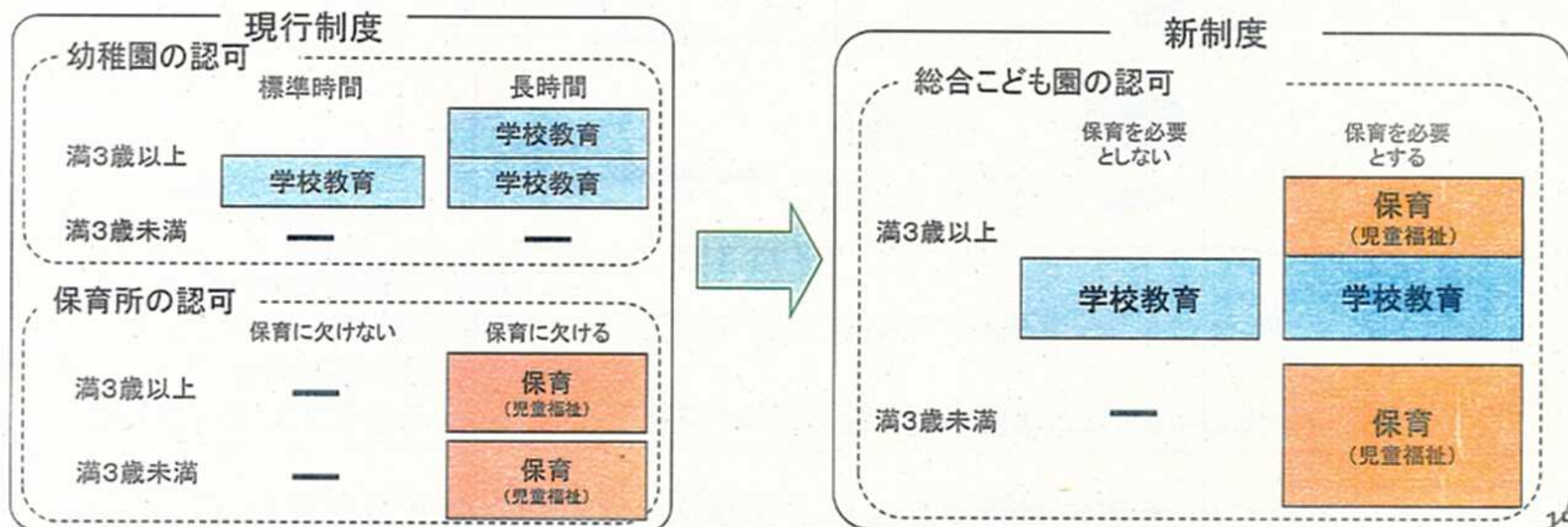
※ 総合こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

※ 総合こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

○ なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等（※1）により、満3歳未満児の受入れを含め、総合こども園への移行を促進する（※2）。

※1 例えば現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室（満3歳未満児については自園調理が必須）等への補助制度を創設すること、保育単価等によるインセンティブを付与すること等

※2 保育所（3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く。）については、一定期間（公立：10年、私立：3年）後に全て総合こども園に移行。



総合こども園の具体的制度設計について(案)

総合こども園の具体的制度設計について(案)	
設置主体	<p>国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人 ※一定の要件は以下のとおり。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該総合こども園の経営に必要な財産を有すること ②役員が、経営に必要な知識又は経験を有すること ③役員が社会的信望を有すること ④業務状況書類等の作成、閲覧 ⑤経理を他の経理と分離すること・総合こども園会計からの資金流出を制限※すること <p>※具体的には、①「総合こども園会計」から「子ども・子育て新システム関係事業及び学校・社会福祉事業以外の事業に係る会計」への繰入は認めない、②「総合こども園会計」からの株主への配当については、一定の上限を設けることとする。</p> </div>
認可主体	<p>都道府県知事 ※大都市(指定都市、中核市)に権限を委譲 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。</p>
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	<p>(公立)事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 (私立)設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取</p>
教育委員会の関与	<p>(公立)地方公共団体の長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 (私立)知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる(現行と同様)</p>
設置基準	<p>現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする。 ※学校としての基準(学級担任制、面積基準等)と児童福祉施設としての基準(人員配置基準、給食の実施等)を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。 ※職員配置基準(学級編制基準)の引き上げ等を検討</p>
配置職員	<p>園長、保育教諭※、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 ※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。</p>
公立の職員の身分	(公立)基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い

総合こども園の具体的制度設計について(案)(続き)	
研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) [教員]国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外に関わらず制限)を基本とし、その 具体的方法については今後更に検討 (私立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	「総合こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	現行の幼稚園及び保育所に対する措置を踏まえ、平成25年度以降の税制改正要望を通じて検討。

(主な経過措置等)

- ・ 保育所(3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く。)については、小学校就学前の全ての子どもに学校教育を保障する観点から、一定期間後(制度の本格施行から3年程度(必要に応じて期間の延長を検討))に全て総合こども園に移行。
- ・ 公立保育所の総合こども園への移行については、移行期間を10年とする。
- ・ 認定こども園については、基準を満たすものについては新制度において、総合こども園に円滑に移行できるような特例を設ける。現在は基準を満たさないものについても、施設の実態を把握した上で、総合こども園の基準を満たすために必要な支援策を検討する(認定こども園制度自体は廃止)。
- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者に対して、所要の経過措置を講ずる。
- ・ その他の関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。

新システムにおける市町村の権限及び責務と児童福祉法第24条の改正について

<基本的な考え方>

- 新システムの実施主体である市町村がその権限と責務を果たすことにより、子どもが確実に学校教育・保育を受けることができる仕組みとすることが必要であり、そのような視点から、現在の児童福祉法第24条を見直し、これらの権限と責務を児童福祉法と子ども・子育て支援法の2法の中に位置付ける。

<改正の方向性>

- 現在の児童福祉法第24条に規定されている事項は、おおむね下記のとおり。
 - ・市町村による保育の実施義務、直接実施
 - ・保育の対象者(「保育に欠ける」要件)
 - ・市町村と保護者の契約による保育実施
 - ・市町村による利用者への施設の情報提供
 - ・定員超過時の市町村による選考
 - ・虐待事例等特別な支援が必要な子どもに対する、市町村による保育利用の推奨
- これらの事項については、
 - ① 児童福祉法には、保育を必要とする子どもに対し、市町村が必要な保育を確保するための措置を講ずるとともに、関係者の連携・調整を図る旨の全体的な責務規定に加えて、虐待事例など特別な支援を必要とする子どもに対する利用の勧奨や入所の措置など、子どもの保護のために取るべき更なる対応に関する規定を設け、保育の利用保障を全体的に下支えするとともに、
 - ② 子ども・子育て支援法には、児童福祉法をベースとして、確実な給付の保障を行う観点から、市町村による計画的な幼児期の学校教育・保育の整備、こども園給付等による個人給付と権利保障、契約による利用手続・利用支援等の規定を設け、確実な給付の保障を図る、ことにより担保しつつ、子どもの権利保障を確実なものとしていく。

新システムにおける児童福祉法の改正の方向性（イメージ）

従来の児童福祉法第24条による保育の実施のみならず、子ども・子育てに関する市町村の役割・責務を明確にしつつ、すべての子どもの健やかな育ちを重層的に保障

改正後の児童福祉法

◎虐待事例など、特別な支援が必要な子どもに対する**市町村**による**保育の措置**

【新設・現行は規定なし】

◎虐待事例など、特別な支援が必要な子どもに対する、市町村による保育の利用勧奨、支援

◎子ども・子育て支援法とあいまって、保育を必要とする子どもに対し、必要な保育を確保するための措置を講ずる市町村の全体的な責務

◎子ども・子育て支援法に基づく保育、措置などの子どもの保護のための保育が確実に提供されるよう、関連施設・事業の連携及び調整を図る体制整備に関する市町村の責務

子ども・子育て支援法

◎**全市町村**における**市町村計画**の**策定を義務付け**、計画的な**保育整備**【現行は待機児童50人以上の市町村のみ】

◎こども園給付等による個人給付と権利保障の法定化

◎公的契約等による市町村の適切な関与の下、利用者の選択に基づく給付の保障

・市町村の関与の下での適切な契約の締結

・待機児童発生時などにおける市町村による利用調整、あっせん要請

◎質の確保された給付の提供についての市町村の責務



※現行の児童福祉法によりカバーされている項目

新システムにおける公的契約と市町村による関与について

【市町村による利用支援・調整・措置】

○ 市町村は、公的契約において、適切な施設・事業が確実に利用できるよう以下の関与を行う。

① 関与の具体的仕組み

- 保護者が選択した施設・事業者に申し込むことを基本とする。市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。
- 特別な支援が必要な子どもなど、あっせん(市町村による、利用可能な施設との契約の補助)等による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、認定証の交付と合わせて、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。

② 当面、保育需要が供給を上回っている間の関与の仕組み

- 市町村は、計画的な基盤整備により保育需要が供給を上回る状態を解消する取組を強力に推進することが制度の前提。その上で、当面の対応のための、運用上の工夫として、次のような対応が考えられる。
 - ・ 特別な支援が必要な子どもなど、まず、優先利用の対象となる子どもについて、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。
 - ・ それ以外の子どもについては、市町村に利用希望を提出し、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等するほか、当該施設・事業者に対して当該子どもの利用の要請を行う。

③ 市町村による措置

- 保育の利用が必要と判断されるにもかかわらず、虐待等により保護者が進んで保育の利用をしない場合など、契約による利用が著しく困難と市町村が判断した場合には、当該子どもについて、市町村が施設に対して措置する(措置による入所・利用)。

新たな制度における利用者負担について

新たな制度における利用者負担の基本的考え方

- 新システムにおける利用者負担については、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。

※ただし、給付単価を限度とする。

- 利用者負担の水準については、財源の在り方と併せて、制度施行までに検討する。

地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

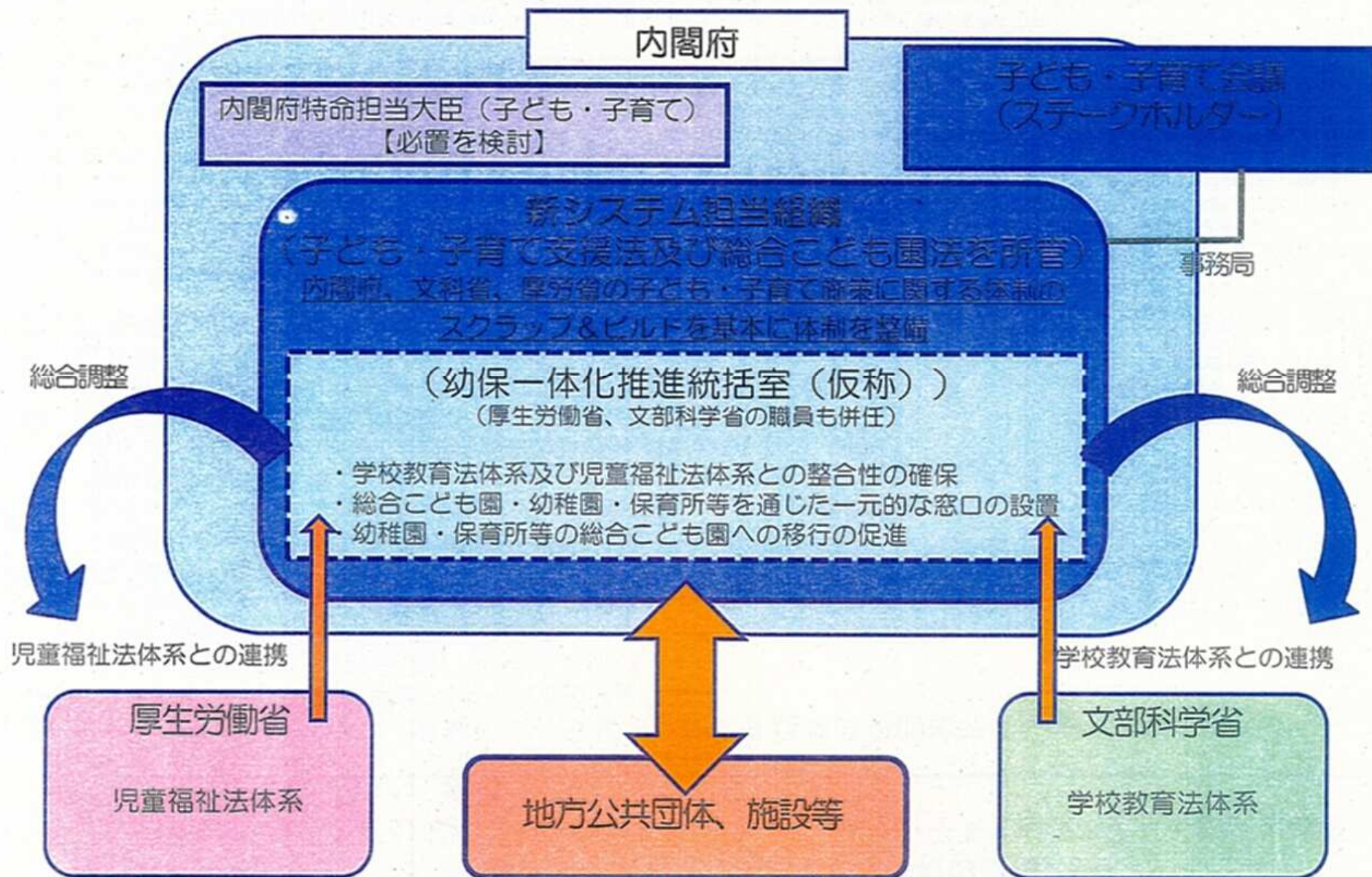
- 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。
- ・ 地域子育て支援拠点事業
 - ・ 一時預かり
 - ・ 乳児家庭全戸訪問事業
 - ・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業
 - ・ 子育て短期支援事業
 - ・ 延長保育事業
 - ・ 病児・病後児保育事業
 - ・ 放課後児童クラブ
 - ・ 妊婦健診
 - ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ・ 多様な主体が新システムに参入することを促進するための事業
(例：特別支援教育に関する支援等)

※ 地域子ども・子育て支援事業の対象範囲については、平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについての4大臣合意との整合性に留意が必要

国の所管及び組織体制について

- すべての子どもに良質な育成環境を保障する財源・給付に係る「子ども・子育て支援法」における事務については、内閣総理大臣が主たる責任を有し、企画立案から執行までを一元的に内閣府において所管する。
- 総合こども園は、総合こども園法に基づく「一体化施設」であり、子ども・子育て支援法を所管することとなる内閣府で所管することが適当。
- 同時に、総合こども園の認可を受けることにより、その効果として、学校教育の法体系における学校及び児童福祉の法体系における児童福祉施設としての性格を併せ持つこととなり、その限りにおいて文科省、厚労省の所管は残ることから、事務の内容に応じて、両省と調整を図ることとする。
- 省庁再編の際に実現を目指す子ども家庭省（仮称）の基盤となる組織体制として、当面、子ども・子育て施策の中核的役割を担うこととなる内閣府に、子ども・子育て支援法及び総合こども園法における権限を、内閣府特命担当大臣の下で、適切に実施するための体制を整備し、新システムの一元的な実施体制を担保することを目的として、法律上の総合調整権限を持たせることとする。

内閣府を中心とした子ども・子育て新システムに関する一元的体制（イメージ）
《省庁再編の際には子ども家庭省（仮称）へ移行》



新システムの実施に向けた考え方

- 潜在ニーズを含む保育等の量的拡充は、最優先で実施すべき喫緊の課題。
- これと併せて、職員配置の充実など必要な事項について、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、財源を確保しながら、実施。

【主な内容】

- 保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充 ※子ども・子育てビジョンベース
- 0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消
 - ・ 現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
 - ・ 小規模保育など新たな保育の類型を創設
 - ・ 長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実 等
- 質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の推進)
 - ・ 3歳児を中心とした配置基準の改善
 - ・ 病児・病後児保育(看護師等の施設への配置を含む。)、休日保育の充実
 - ・ 地域支援や療育支援の充実
 - ・ 給付の一体化に伴う所要の措置(施設の事務体制を含む。) 等
- 総合的な子育て支援の充実
 - ・ 「子育て支援コーディネーター(仮称)」による利用支援の充実 等
- 放課後児童クラブの充実
- 社会的養護の充実

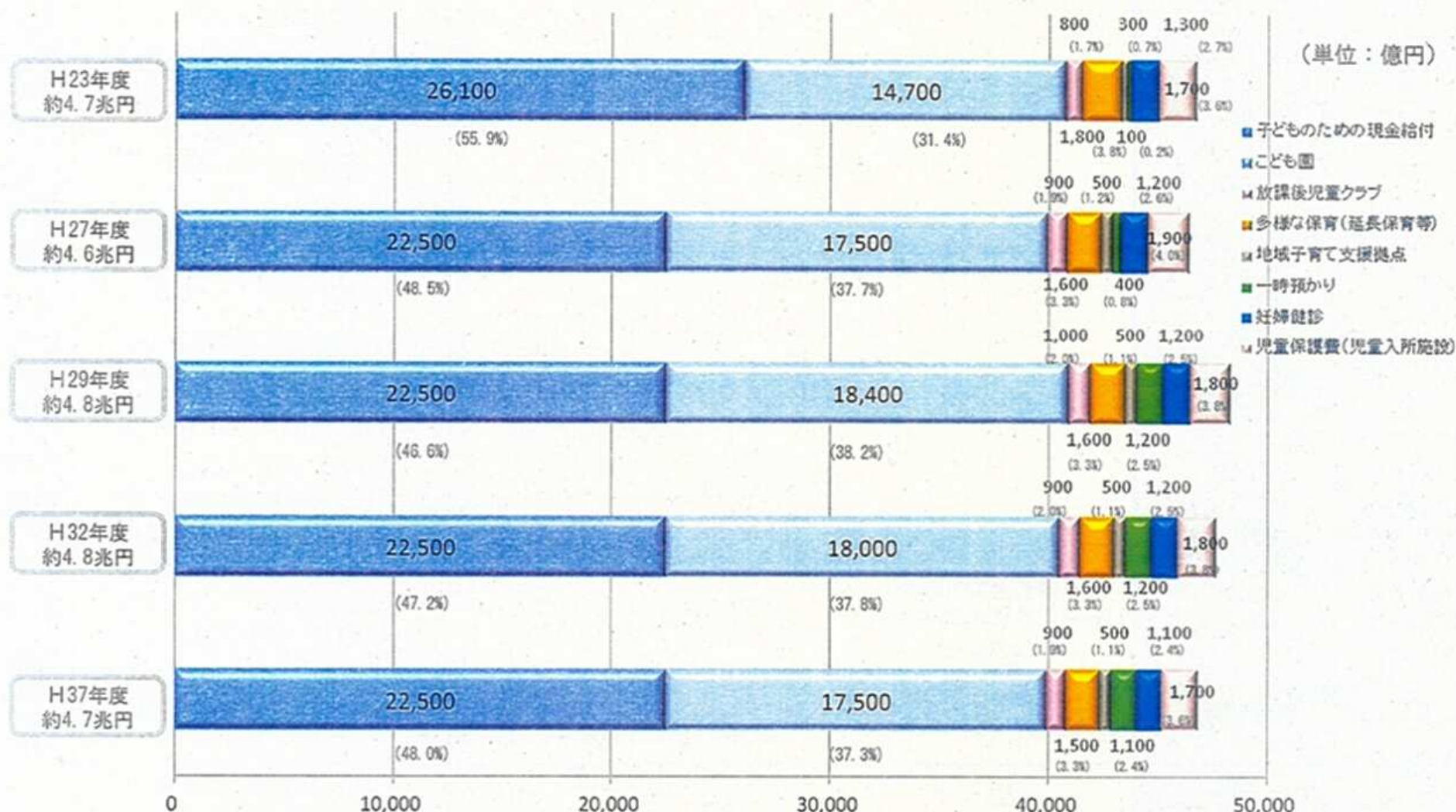
(追加所要額)
1兆円超
(2015年)

- ※1 上記のほか、更なる質の向上のため、職員の処遇の更なる改善、長時間の保育ニーズへの更なる対応等に取り組む。
- ※2 「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)においては、税制抜本改革によって財源を措置することを前提に、2015年における子ども・子育て分野の追加所要額(公費)は0.7兆円程度(税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討)とされた。
- ※3 基本制度案要綱では「社会全体(国・地方・事業者・本人)による費用負担」と記載。新システムの施策については、給付等に応じて、税制抜本改革による財源確保を前提とし、公費を中心に負担することとし、具体的な負担の在り方については今後検討(なお、基本制度案要綱に記載された事業者提出については、現行制度も参考に、事業者提出の対象範囲の明確化や事業者の意見が用途等に反映等される仕組みの必要性も踏まえて、今後検討)。
- ※4 さらに、「平成24年度以降の子どものための手当等について」(平成23年12月20日 内閣官房長官・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣合意)においては、「子ども・子育て新システムについては、「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革本部決定)において、税制抜本改革以外の財源を含めて1兆円超程度の措置を今後検討するとされており、財源確保のために最大限努力を行う。」とされた。
- ※5 上記の追加所要額には、施設整備費は含まない。(なお、幼稚園における調理室の新設や緊急的な基盤整備(耐震化を含む)等に係る施設整備費補助については引き続き実施する。)
- ※6 指定制の導入等による保育等への多様な事業者主体の参入を促進。(質を確保するための基準とあわせて質の改善を図る。)
- ※7 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善、食育の推進等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。
- ※8 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営のあり方についても検討を進める。

(注) ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。

○ 子ども・子育て支援施策に係る費用推計<費用区分別>

○ 子ども・子育てビジョンに基づき現物給付の量的拡大が継続するため、平成29年度まで給付総額は増加するが、平成30年度以降児童人口の減少を反映して給付総額は減少していく。



* 第16回基本制度WT(平成23年11月24日)の資料1(費用負担の在り方について)P12でお示した資料について、「子どものための現金給付」の額をH24年度予算案ベースに置き換えしたもの。(+300億)

* H27年度以降の推計については、便宜上H24年度予算案をベースとして計上。(H27年度以降については平年度化のみ加味)(今後、国会での議論を踏まえ、変更があり得る。)

* こども園の費用推計は、「子ども・子育てビジョン」に基づく保育利用ニーズをベースに算出しており、必要な保育ニーズはすべてこども園として計上している。

社会保障改革の具体策、工程及び費用試算

「社会保障・税一体改革案」
 (平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)より抜粋

	A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
I 子ども・子育て	<p>○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴う地域の实情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 0～2歳児保育の量的拡充・体制強化等(待機児童の解消) 質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の実現) <p>→ 3歳未満児の保育の利用率 2010年 23%→2014年 35%(2017年 44%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的な子育て支援(家庭や地域における養育の支援)の充実 放課後児童クラブの拡充 <p>→ 放課後児童クラブの利用児童数 2010年 81万人→2014年 111万人</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的養護の充実 <p>→ ○ 女性の就業率の向上 ☆ ○ 保育等の従業者の増加 ☆</p> <p>→ 女性(25～44歳)の就業率 2009年 66% → 2020年 73%</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度・財源・給付について包括的・一元的な制度を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入促進 ☆ <p>〔質を確保するための基準と併せて質の改善を図る〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園などの既存施設の有効活用や、小規模保育、家庭的保育などの多様な保育の推進 国及び地方における実施体制の一元化 (「子ども家庭省(仮称)」の創設等) 	<p>新システム具体案を早期にとりまとめ</p> <p>↓</p> <p>税制抜本改革とともに、※ 税制抜本改革以外の財源も含めて、早急に法案提出</p>	<p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>1兆円超程度</p> <p>※ 左記の措置に係る所要額については、新システムの検討において今後検討</p>
	<p>子ども子育て計</p> <p>充実計 (2015年) 0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>重点化・効率化計 (2015年) -</p>		<p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>1兆円超程度</p> <p>※ 左記の措置に係る所要額については、新システムの検討において今後検討</p>

「☆」成長戦略に特に関係が深い項目

これまでの検討経緯

○平成22年

- 1月29日 少子化社会対策会議決定により、子ども・子育て新システム検討会議を設け、検討を始める。
- 4月27日 「子ども・子育て新システムの基本的方向」(子ども・子育て新システム検討会議決定)
- 6月29日 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(少子化社会対策会議決定)
- 9月16日 基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム、こども指針(仮称)ワーキングチームを設け、検討を始める。

○平成23年

- 7月27日 基本制度ワーキングチームにおいて中間とりまとめ
- 7月29日 「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」(少子化社会対策会議決定)

○平成24年

- 2月13日 基本制度ワーキングチーム「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」を公表
本とりまとめまでに
・基本制度ワーキングチーム20回
・幼保一体化ワーキングチーム9回
・こども指針(仮称)ワーキングチーム6回、計35回開催

- 3月2日 「子ども・子育て新システムの基本制度について」(少子化社会対策会議決定)

子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下、基本制度ワーキングチームにおいて平成22年9月より「子ども・子育て新システム」の具体的な制度設計について検討を進め、去る平成24年2月13日に「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」が公表されたことを受け、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」を別添1のとおり定める。また、別添1に基づき「子ども・子育て新システム法案骨子」として別添2を定め、これに基づき子ども・子育て支援法案(仮称)、総合こども園法案(仮称)並びに子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(仮称)の三法案の作成作業を急ぎ、税制抜本改革とともに今国会への法案提出を行うものとする。

→ 税制抜本改革とともに、平成24年通常国会に法案を提出。

(平成24年2月17日閣議決定「社会保障・税一体改革大綱」)

(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定「子ども・子育て新システムの基本制度について」)

子ども・子育て新システム検討会議体制図

※平成24年2月10日現在

少子化社会対策会議

※全閣僚で構成

行政刷新会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】 岡田 克也 内閣府特命担当大臣（行政刷新）
古川 元久 国家戦略担当大臣
中川 正春 内閣府特命担当大臣（少子化対策）

【構成員】 川端 達夫 総務大臣
安住 淳 財務大臣
平野 博文 文部科学大臣
小宮山 洋子 厚生労働大臣
枝野 幸男 経済産業大臣
長浜 博行 内閣官房副長官（参・政務）

「作業グループ」

【主 査】 園田 康博 内閣府大臣政務官（少子化対策）
【構成員】 福田 昭夫 総務大臣政務官
吉田 泉 財務大臣政務官
神本美恵子 文部科学大臣政務官
藤田 一枝 厚生労働大臣政務官
北神 圭朗 経済産業大臣政務官
大串 博志 内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

【事務局長】
内閣府大臣政務官（少子化対策）
【事務局長代理】
関係府省の局長クラスから事務局長が指名
【事務局次長】
関係府省の審議官クラスから事務局長が指名
【事務局員】
関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針（仮称）ワーキングチーム

各ワーキングチーム構成員

「基本制度ワーキングチーム」の構成員

◎園田 康博	内閣府大臣政務官
秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
池田 多津美	全国国公立幼稚園長会会長
○大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
尾崎 正直	全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームリーダー、高知県知事
菊池 繁信	全国保育協議会副会長
清原 慶子	東京都三鷹市長
駒村 康平	慶応義塾大学経済学部教授
坂崎 隆浩	日本保育協会理事
菅家 功	日本労働組合総連合会副事務局長
高尾 剛正	日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
田中 常雅	東京商工会議所人口政策委員会共同委員長
田中 啓	静岡文化芸術大学文化政策学部教授
北條 泰雅	全日本私立幼稚園連合会副会長
宮島 香澄	日本テレビ放送網解説委員
○無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
両角 道代	明治学院大学法学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部教授
山口 洋	日本子ども育成協議会副会長
渡邊 廣吉	全国町村会政務調査会行政委員会副委員長、新潟県聖籠町長

「幼保一体化ワーキングチーム」の構成員

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
入谷 幸二	全日本私立幼稚園連合会政策委員会委員長
大橋 由美子	全国国公立幼稚園長会副会長
◎大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
尾崎 正直	全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームリーダー、高知県知事
小田 豊	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
柏女 雪峰	淑徳大学総合福祉学部教授
金山 美和子	NPO法人マミーズ・ネット理事・長野県短期大学講師
清原 慶子	東京都三鷹市長
木幡 美子	フジテレビジョンCSR推進室副部長
佐久間 貴子	ベネッセスタイルケアチャイルドケア事業部長
佐藤 秀樹	全国保育協議会副会長
菅家 功	日本労働組合総連合会副事務局長
菅原 良次	全国私立保育園連盟常務理事
普光院 亜紀	保育園を考える親の会代表
古渡 一秀	NPO法人全国認定子ども園協会副代表理事
○無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部教授
山口 洋	日本子ども育成協議会副会長
渡邊 廣吉	全国町村会政務調査会行政委員会副委員長・新潟県聖籠町長

「こども指針（仮称）ワーキングチーム」の構成員

○秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
荒木 尚子	全国国公立幼稚園長会副会長
池 節子	栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会顧問
岡上 直子	全国幼児教育研究協会副理事長
小田 豊	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
島田 教明	日本保育協会保育問題検討委員会委員
竹下 美穂	保育園を考える親の会会員
田中 雅道	全日本私立幼稚園幼児教育研究機構理事長
藤森 平司	全国私立保育園連盟保育・子育て総合研究機構研究企画委員
松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事
御園 愛子	全国保育士会顧問
◎無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部教授
若盛 正城	NPO法人全国認定子ども園協会代表理事
渡辺 英則	全国認定子ども園連絡協議会副会長

※構成員であった大場 幸夫 大妻女子大学学長は、平成23年5月にご逝去

※表中の◎は座長、○は座長代理。

子ども・子育て新システムによる 子ども・子育て支援の強化・充実

参考

- 待機児童の解消
- 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供(幼保一体化)
- 地域の子育て支援の充実

より子どもを生み、
育てやすく

【新システムの主な内容】

- **質の高い幼児期の学校教育・保育の提供(幼保一体化)**
 - ・ 保育所と幼稚園の良さをあわせもつ施設(総合こども園)の創設、移行の促進
 - ・ 小学校就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付を一つに



- **待機児童対策を強力に推進**
 - ・ こども園を中心に、小規模保育、保育ママなど多様な保育の充実により、質を保ちながら、保育を量的に拡大

	2010年	2014年	2017年
3歳未満児の保育利用率	23%(75万人)	→35%(102万人)	→44%(118万人)
放課後児童クラブ	21%(81万人)	→32%(111万人)	

- **大都市部以外でも地域の保育を支援**
 - ・ 子どもの数が減少傾向にある地域でも、こども園に加え、保育ママなどの小規模な保育の活用などにより、子どもに必要な保育を提供(地域型保育給付の創設)

- **家庭・地域の子育て支援を充実**
 - ・ 市町村が地域の声を聞きながら、子育ての相談や親子が交流する場、一時的に預かってもらえる場を増やすなど、子育て支援を充実



	2010年	2014年
地域子育て支援拠点	7,100カ所	→10,000カ所
一時預かり	延べ348万人*	→延べ3,952万人(*2008年時点)
ファミリー・サポートセンター事業	637市町村	→950市町村